

文化財の国指定について

平成30年1月19日（金）に開催された国の文化審議会において、下記を重要無形民俗文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申がなされた。

- 1 名称 輪島の海女漁の技術
わじま あまりょう ぎじゅつ
- 2 所在地 石川県輪島市
- 3 保護団体 輪島の海女漁保存振興会
- 4 概要 本件は、石川県輪島市に伝承される、女性たちの素潜りによる漁撈の技術である。岩礁のある沿岸を主たる漁場とし、貝藻類等を対象に、息をこらえて潜水し、その身一つと簡易な道具によって、伝統的な採取活動を今日に伝えている。

平成26年6月に県無形民俗文化財に指定し、あわせて海女により構成される保護団体である「輪島の海女漁保存振興会」は「いしかわ里海の至宝」に認定した。同種の技術の国指定については、昨年度指定された「鳥羽・志摩の海女漁の技術」に続き2件目で、従事者数では全国で2番目（約200人）となる。

技術の特色としては、身体能力に個々の差異はあるにせよ、様々な漁獲物の採取方法や自然環境の認知の仕方等、常に集団を基本に継承している点にある。また、それらに伴う周辺習俗もよく残しており、我が国の海女漁を理解する上で重要である。

輪島の海女漁の技術



輪島の海女による採捕



出漁する輪島の海女